

令和7年度内水浸水想定区域図作成及び
雨水管理総合計画策定業務委託

プロポーザル募集要領

令和7年 4月

那覇市上下水道局下水道課

『目次』

1. 業務概要	1
(1) 業務の目的	1
(2) 業務内容	1
(3) 業務委託期間	1
(4) プロポーザル提案の上限金額	1
2. プロポーザルの概要	2
(1) 名称	2
(2) 方法	2
(3) 主催者	2
(4) 参加者	2
(5) 事務局	2
(6) 本プロポーザルに係る日程等	2
(7) プロポーザル実施に必要な参加者数	2
(8) その他	2
3. 受注候補者決定の流れ	3
4. 参加者に必要な資格等に関する事項	3
(1) 参加資格共通要件	3
(2) 共同企業体結成要件	3
(3) 共同企業体の代表者(以下「代表者」という)に必要な資格等に関する事項	4
(4) 共同企業体の代表者以外の構成員に必要な資格等に関する事項	4
5. 参加の方法等	4
(1) 参加	4
(2) 募集要領等の請求方法	4
(3) 参加表明書等の提出	5
(4) 応募件数の制限	5
(5) 参加の方法	5
6. 質疑応答	5
(1) 質疑方法	5
(2) 質疑に係る回答	5
7. 提出書類等	5
(1) 提案書類等の提出	5
(2) 提出書類の作成要領	6
(3) 提出方法	6
(4) 再提出等	6
8. 事業の実績等	7
9. 配置予定技術者の経歴等	7
10. 事業の実施計画書の作成要領	7
(1) 実施計画書作成上の基本事項	7
(2) 実施計画書の書式	7
(3) 留意事項	8
(4) 技術提案	8
11. 一次審査	8
12. 二次審査	9
(1) 実施方法	9
(2) 二次審査評価区分	9

13. 審査の方法及び審査結果の公表	9
(1) 審査委員会	9
(2) 評価項目	9
(3) 審査の方法	10
(4) 審査結果の公表	10
14. 受注候補者の取り扱い	10
15. 失格事項	10
16. 著作権及び提出書類の取り扱い	11
17. 契約に関する基本事項	11
18. その他	11
19. プロポーザル採点表	11
20. 添付書類等	13

1. 業務概要

(1) 業務の目的

那覇市の公共下水道事業は、昭和40年7月に若狭、辻地区において汚水排除を対象とした工事に着手することにより事業が開始された。昭和47年の本土復帰以降は、沖縄県中部流域下水道那覇処理区の流域関連公共下水道事業として鋭意整備を行い、公衆衛生の向上や生活環境の改善、公共用海域の水質保全に貢献してきた。令和4年度末の汚水面整備率は90.3%、雨水整備面積は49.2%となっており、雨水整備に関しては、雨水管渠154kmの整備に加え、首里石嶺地区において雨水調整池の建設が進められている。

一方で、本市においては集中豪雨が増加傾向にあり、局所的な浸水被害が頻発しており、今後の気候変動等による降雨特性の変化を踏まえた雨水対策の実施が必要不可欠となっている。特に、雨水対策に関しては、令和3年の流域治水関連法による水防法の改正に伴い、雨水出水想定区域の指定対象の拡大等が図られると同時に、気候変動等の影響に伴う降雨量増加に備えた、事前防災の考えに基づいた各種雨水対策への対応が迫られている。

本委託業務（以下「業務」という。）は、気候変動に伴う降雨量増加や、土地利用変化に伴う雨水流出量増加等の環境変化に対応するため、過年度の浸水被害状況や都市機能及び資産集積度等を分析し、最終的には、第一期の雨水管理総合計画を策定することを目的とする。

策定においては、過年度の浸水被害状況等から早急な対策が必要な地区における現実的かつ段階的な雨水対策事業を実施していくため、流出解析シミュレーションを用いて、概ね10年程度で整備すべき具体的な内容について、段階的対策計画を策定すると同時に、ソフト対策として「内水浸水想定区域図」を作成する。令和6年度は「内水浸水想定区域図」の作成を念頭に、既設水路の現況調査（雨水渠現況調査）を行った上で、雨水排水計画（雨水管渠計画）の見直しを行った。

(2) 業務内容

本業務の公募範囲は、以下に示す業務のうち、令和7年度業務とする。また、詳細は別紙特記仕様書のとおりとする。

【参考】令和6年度

- 1) 雨水管理総合計画（その1）
- 2) 雨水渠現況調査
- 3) 雨水管渠計画

令和7年度

- 1) 雨水管理総合計画（その2）
- 2) 浸水シミュレーション及び内水浸水想定区域図作成

(3) 業務委託期間

契約の日から令和8年2月27日

(4) プロポーザル提案の上限金額

49,665,000円（税込み）

2. プロポーザルの概要

(1) 名 称

令和7年度内水浸水想定区域図作成及び雨水管理総合計画策定業務委託

(2) 方 法

公募型プロポーザル

(3) 主 催 者

那覇市上下水道局

(4) 参 加 者

2社共同企業体とする。自主結成方式とする。

(5) 事 務 局

那覇市上下水道局上下水道部下水道課計画係

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち1丁目1番1号

TEL : 098-941-7808 FAX : 098-941-7828

E-mail : w-gesui001@city.naha.1g.jp

那覇市上下水道局HP : <https://www.city.naha.okinawa.jp/water/>

(6) 本プロポーザルに係る日程等

項 目	日 時
① 手続き開始の公告	令和7年4月23日
② 質疑書提出期限	令和7年5月7日午後5時まで
③ 質疑回答	令和7年5月9日
④ 参加表明書提出期限	令和7年5月23日午後5時まで
⑤ 参加資格審査結果通知書送付	令和7年5月27日
⑥ 提案書類等提出期限	令和7年6月9日正午まで
⑦ 一次審査結果通知	令和7年6月11日 (予定)
⑧ 二次審査プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年6月24日
⑨ 二次審査結果通知	令和7年6月25日 (予定)
⑩ 契約締結	令和7年6月中 (予定)

※業務（議会等）の都合や緊急時は日時等変更する場合があります。その際は、改めて連絡します。

(7) プロポーザル実施に必要な参加者数

参加者が1者のみの場合であっても、プロポーザルを実施するものとする。

(8) その他

提出書類の作成及び審査ヒアリング参加に要した費用は、提出者の負担とする。

3. 受注候補者決定の流れ

1. 参加者は、参加の意思を表明し応募資格を得るものとする。
2. 提出された提出書類に基づき、一次審査（書類審査）を行う。
3. 一次審査で選定された者を対象にプレゼンテーション及びヒアリング形式による二次審査を実施し、これにより最も優れた提案を行った者（以下「受注候補者」という。）を決定する。

4. 参加者に必要な資格等に関する事項

(1) 参加資格共通要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件のとおりとする。

1. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
2. 手続き開始の公告から受注候補者を決定し通知する日までの間に、本市の競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
3. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく、更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく、再生手続開始の申立てをしていない者であること。
4. 経営状況が著しく不健全であると那覇市上下水道事業管理者が認める者に該当しない者であること（公告日の 3 ヶ月前から契約締結日までの間に不渡り等を生じていない者。前号に該当する者を除く。）。
5. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると那覇市上下水道事業管理者が認める者に該当しない者であること（構成員も同様とする。）。
6. 那覇市上下水道局公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成 24 年 4 月 1 日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自分（自社）は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、受注候補者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には、当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該 1 次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。
7. 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 26 年 12 月 26 日訓令第 17 号）に基づく建設工事等入札参加資格者名簿に登録のある者。
8. 令和 7・8 年度建設工事等入札参加資格者名簿の業種；土木関係建設コンサルタント業者として登録のある者であること。
9. 那覇市内に本店、支店又は営業所等がある者であること。ただし、共同企業体のうち 1 社は那覇市内に本社があることとする。

(2) 共同企業体結成要件

共同企業体の結成は、次に掲げる要件のとおりとする。

1. 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
2. 共同企業体の構成員の数は、2 社とする。
3. 共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の履行能力を有すること。
4. 代表者の出資比率は、構成員の出資比率のうち最大の出資比率でなければならない。
5. 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30% 以上でなければならない。
6. 構成員は、本業務における他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

7. 共同企業体の協定書が、共同企業体協定書（様式第2-2号）によるものであること。
8. 本業務の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、本業務の完了後3ヶ月を経過するときまでとする。ただし、当該期間満了後においても、本業務につき瑕疵担保責任がある場合は、各構成員は連帶してその責を負うものとする。

(3) 共同企業体の代表者(以下「代表者」という)に必要な資格等に関する事項

1. 次に掲げる同種業務全てについて、平成28年度から提案書類等提出期限までに完了した業務（再委託による業務を含まない。）において、企業単体若しくは共同企業体の代表者として、実施した業務の実績がある者であること。

同種業務：

- イ) 雨水管渠総合計画※1
- ロ) 雨水渠現況調査：測量
- ハ) 雨水管渠計画
- ニ) 浸水シミュレーション※2
- ホ) 内水浸水想定区域図作成

※1：「下水道用設計標準歩掛表令和6年度-第3巻-設計委託 P87 VII雨水方針策定業務」に示されている、標準業務内容が全て含まれている業務を対象とする。

※2：浸水シミュレーションの実績に関しては、「流出解析モデル利活用マニュアル-2017年3月- 公益財団法人 日本下水道新技术機構」において対象とされている3モデルいずれかでの実績を対象とする。

2. 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、前記 2. (6) 提案書類等提出期限の日以前に3ヶ月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
3. 管理技術者及び照査技術者は後記 9. 配置予定技術者の経歴等に定める資格を有する者とする。

(4) 共同企業体の代表者以外の構成員に必要な資格等に関する事項

1. 次に掲げるいずれかの同種業務について、平成28年度から提案書類等提出期限までに完了した業務（再委託による業務を含まない。）において、企業単体若しくは共同企業体の代表者として、実施した業務の実績に応じて評価する。

同種業務：

- イ) 雨水管渠総合計画※1
- ロ) 雨水渠現況調査：測量
- ハ) 雨水管渠計画
- ニ) 浸水シミュレーション※2
- ホ) 内水浸水想定区域図作成

※1：「下水道用設計標準歩掛表令和6年度-第3巻-設計委託 P87 VII雨水方針策定業務」に示されている、標準業務内容が全て含まれている業務を対象とする。

※2：浸水シミュレーションの実績に関しては、「流出解析モデル利活用マニュアル-2017年3月- 公益財団法人 日本下水道新技术機構」において対象とされている3モデルいずれかでの実績を対象とする。

2. 担当技術者は、代表者又は構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、提案書類等提出期限の日以前に3ヶ月以上の継続した雇用関係にあることをいう。

5. 参加の方法等

(1) 参 加

参加者は、プロポーザル参加表明書を提出したうえで応募するものとする。

(2) 募集要領等の請求方法

募集要領及び提出様式は、那覇市上下水道局ホームページより直接ダウンロードするものとする。

(3) 参加表明書等の提出

参加者は、前記 2. (6) 参加表明書等提出期限に定める日時までに参加表明書、業務委託共同企業体資格審査申請書及び共同企業体協定書を提出するものとする。

(4) 応募件数の制限

提出する応募書類等は、1 共同企業体につき 1 件とする。

(5) 参加の方法

下記のイ) からニ) の書類に必要事項を記入し、封筒に入れて、事務局まで持参又は郵送(期限までに配達されるものに限る) により提出するものとする。

なお、本市は郵送中の事故に伴う損害に関して一切の責任を負わないものとする。

- イ) プロポーザル参加表明書 (様式第 1 号)
- ロ) 業務委託共同企業体資格審査申請書 (様式第 2-1 号)
- ハ) 共同企業体協定書 (様式第 2-2 号)
- 二) 返送用封筒 (送付先を明記のうえ 85 円切手を貼付すること。)

6. 質疑応答

本プロポーザルに関する質疑は、前記 2. (6) 質疑書提出期限に定める日時までに次により行うものとする。質疑は、提案書類等の作成や仕様書に関する質問に限るものとし、審査に関する質問は一切受け付けないものとする。なお、質疑に対する回答内容は、本募集要領の追加又は修正として、募集要領と同様に取り扱うものとする。

(1) 質疑方法

質疑書 (様式第 3 号) により、参加者から事務局への電子メール又はFAXで受付けるものとする。なお、事務局は質疑者へ受信確認の電子メール又はFAXを返信し、返信のなかつた質疑は受け付けしたものとみなさない。この場合において、本市は、電子メールの送受信に起因するトラブルについて、一切の責任を負わないものとする。

(2) 質疑に係る回答

質疑に係る回答は、質疑者の名称等を伏せたうえ、質疑回答書としてまとめ、前記 2. (6) 質疑回答に定める日までに那覇市上下水道局ホームページにて回答するものとする。

7. 提出書類等

参加者は、以下のとおり本プロポーザルに対する参加者の概要、過去の実績及び提案等を記載し、提出するものとする。

(1) 提案書類等の提出

提案書類等については、前記 2. (6) 提案書類等提出期限に定める日時までに提出するものとする。

- イ) プロポーザル提案書類提出表紙 (様式第4号)
- ロ) プロポーザル提案書類一式

■ 提案書類等の様式一覧表

(様式第5-1-①号)	参加者（代表者）の概要
(様式第5-1-②号)	参加者（構成員）の概要
(様式第5-2-①号)	同種業務に関する実績（代表者） ※4. 参加資格要件（3）に示す業務毎に記載
(様式第5-2-②号)	同種業務に関する実績（構成員） ※4. 参加資格要件（4）に示す業務毎に記載
(様式第5-2-③号)	流出解析モデルを使用した業務実績（代表者又は構成員） ※流出解析モデル利活用マニュアル-2017年3月- 公益財団法人「日本下水道新技術機構」において対象とされている3モデルいずれかでの実績
(様式第5-3-①号)	配置予定技術者総括一覧
(様式第5-3-②号)	予定管理技術者の経歴
(様式第5-3-③号)	予定管理技術者の同種業務に関する実績
(様式第5-3-④号)	予定管理技術者の当該地域（沖縄県及び那覇市）における業務実績
(様式第5-3-⑤号)	予定照査技術者の経歴
(様式第5-3-⑥号)	予定照査技術者の同種業務に関する実績
(様式第5-3-⑦号)	予定照査技術者の当該地域（沖縄県及び那覇市）における業務実績
(様式第5-3-⑧号)	予定担当技術者（代表者）の経歴
(様式第5-3-⑨号)	予定担当技術者（代表者）の同種業務に関する実績
(様式第5-3-⑩号)	予定担当技術者（構成員）の経歴
(様式第5-3-⑪号)	予定担当技術者（構成員）の同種業務に関する実績
(任意様式)	事業の実施計画書
(任意様式)	見積書

(2) 提出書類の作成要領

- イ) 提案書類数は各 1 部とする。ただし、印刷物とは別に電子媒体として、CD-Rメディアでも提出すること。（ウィンドウズ版、ワープロソフトはワード、表計算ソフトはエクセル、画像データはJPEG とすること。）
- ロ) 文章等は読みやすいように配慮すること。
- ハ) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本の標準時、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。
- ニ) 書類を提出する際は、表紙（様式第 5 号）を添付しクリップ留めとすること。
- ホ) 提案に係る書類は、様式の範囲内においてグラフ及び模式図等の貼り込みは可能とする。

(3) 提出方法

提案書類等一式を封筒に入れ、事務局まで持参又は郵送（期限までに配達されるものに限る。）により提出するものとする。なお、本市は郵送中の事故に伴う損害に関して一切の責任を負わないものとする。

(4) 再提出等

提案書類等の再提出、差替え及び修正は認めないものとする。

8. 事業の実績等

業務実績について、次のとおり作成のこと。

1. 発注者欄には、業務の発注元（自治体名等）を記入する。
2. 事業名、事業概要欄には、実施した業務名称と業務概要を簡潔にまとめ、枠内に記入する。
3. 完了年月日欄には、業務の完了年月日を記入する。

※業務実績に関しては、TECRIS 登録及び契約書の写し等公的資料を添付し、業務実績を的確に証明すること。

9. 配置予定技術者の経歴等

審査の対象となる配置予定技術者は、管理技術者、照査技術者、担当技術者とし、資格、経歴について次のとおり作成すること。

1. 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門：下水道）又は技術士（上下水道部門：下水道）の資格を有する者とする。
2. 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：下水道）又は技術士（上下水道部門：下水道）の資格を有する者とする。
3. 担当技術者は、技術士（総合技術監理部門：下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はRCCM（下水道）の資格を有する者とする。また、資格に応じて評価する。
4. 管理技術者と照査技術者は、兼務することを認めない。また、担当技術者は管理技術者及び照査技術者を兼ねることはできない。
5. 担当技術者は、主たる担当者2名を審査対象とし、共同企業体の双方から1名ずつ選任すること。
6. 配置予定技術者の業務経歴は、平成28年度から提案書類等提出期限までに完了した同種業務を対象とする。ただし、管理技術者は同種業務の全ての実績を有する者とする。また、照査技術者及び担当技術者は、実績に応じて評価する。ただし、照査技術者の実績は、照査の実績のみとする。
7. 本業務の同種業務とは、次に示すいずれかの業務とする。

同種業務：

- イ) 雨水管理総合計画※¹
- ロ) 雨水渠現況調査：測量
- ハ) 雨水管渠計画
- 二) 浸水シミュレーション※²
- ホ) 内水浸水想定区域図作成

※1：「下水道用設計標準歩掛表令和6年度-第3巻-設計委託 P87 VII雨水方針策定業務」に示されている、標準業務内容が全て含まれている業務を対象とする。

※2：浸水シミュレーションの実績に関しては、「流出解析モデル利活用マニュアル-2017年3月- 公益財団法人 日本下水道新技术機構」において対象とされている3モデルいずれかでの実績を対象とする。

8. 配置予定技術者毎に資格、経歴書を提出すること。

10. 事業の実施計画書の作成要領

(1) 実施計画書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査・検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

本計画書において記載された事項以外の内容を含む計画書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 実施計画書の書式

- イ) 記載様式は任意とするが、A3版横4ページ以内とすること。
- ロ) 本業務の実施計画について具体的に記載すること。
- ハ) 記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果及びそれら加工したもの用いることは支障ない。

(3) 留意事項

- イ) 実施計画書には、会社名を推測できる記載、表現、ロゴ等を入れないこと。これらが入っている場合、無効となるので、十分に注意すること。
- ロ) 提出物は、一切返却しない。なお、受注候補者の特定後は、公文書登録原本以外はすべて、責任を持って本市で破棄する。また、提出物は、受注候補者の特定以外の用途に使用しない。
- ハ) 審査委員会は、参加申込事業者から提出された書類等について、プロポーザルを円滑に実施するために必要な範囲で複製等を行うことができるものとする。

(4) 技術提案

実施計画書は、次の内容（項目）について漏れのないよう作成すること。

No.	提 案 項 目	記 載 内 容
1	業務実施方針について	当該業務は複数の業務から構成されているため、各業務における目的、条件、内容等について明確に実施方針を提示すること。
2	実施手順について	全体像を把握した上で業務実施フローを提示すること。また、業務量を的確に把握した計画工程表を提示すること。
3	技術的提案及び円滑な業務実施について	業務実施方針に基づき各業務における具体的な技術的提案を行うこと。（業務遂行上の留意点等がある場合には、抽出整理すること。）内容のとりまとめにおける手順及び想定する項目等について、簡潔に説明すること。

11. 一次審査

前記 7. (1) により提出された提案書類等について、一次審査を実施する。審査結果は、各参加者に通知する。

一次審査評価区分

評価項目	評 価 基 準	配点
①企業の業務実績	資格要件、業務実績を評価する。また、流出解析モデルを使用した実績を評価する。	25
②技術者の能力	予定管理技術者及び予定照査技術者の資格、業務実績及び地域精通度を評価する。また、予定担当技術者の資格・業務実績を評価する。	25
合 計		50

12. 二次審査

一次審査で選定された者にプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。プレゼンテーション及びヒアリングは前記 2. (6) 二次審査プレゼンテーション及びヒアリングに定める日に次のとおり実施するものとし、場所や時間等詳細事項は、後日通知する。また、二次審査の順番はプロポーザル事務局以外の職員が抽選により決定する。

(1) 実施方法

- イ) 他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴（会場への入室）することは認めない。
- ロ) 担当者（説明者等）は、4名までの入室を認める。
- ハ) 二次審査は1者につきプレゼンテーション30分以内、ヒアリング20分程度の50分程度とする。
- 二) プrezentation及びヒアリングの説明は、原則として予定管理技術者が行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、予定担当技術者が行うことができる。
- ホ) プrezentation及びヒアリングの内容は、提案書類等を補足する説明並びに本市からの質疑及びこれに対する応答とする。
- ヘ) 提出した提案書類に基づき説明すること。なお、提案書類等をプロジェクト、パネルで拡大することは可とする。また、会場に用意したホワイトボードを使用し、説明に図解を加えることは認めるが、説明資料を追加提出することは認めない。

(2) 二次審査評価区分

評価項目	評価基準	配点
①実施計画書の評価	本市の現状・特性を考慮し、業務実施方針や実施手順が的確かつ現実的な提案がなされているか。また、技術的提案及び円滑な業務実施について現実的かつ具体的な提案がなされているかを評価する。	20
②プレゼンテーション及びヒアリング	専門技術力、取組み姿勢、コミュニケーション力について評価する。	25
③見積金額（税込）	提示した業務規模と大きくかけ離れていないか評価する。	5
合 計		50

13. 審査の方法及び審査結果の公表

(1) 審査委員会

本プロポーザルの審査は、那覇市上下水道局発注の業務委託に係るプロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を実施する。

(2) 評価項目

評価項目は、前記 11. 一次審査評価区分と前記 12. (2) 二次審査評価区分のとおりとする。

(3) 審査の方法

- イ) 一次審査評価点により、二次審査への参加は上位 5 者を選定する。選定の対象となる最下位順位の者で、同評価の選定者が複数存在する等の場合には 5 者を超えて選定する。
- ロ) 受注候補者と次点者の選定は、委員ごとに一次審査評価点と二次審査評価点を加えた合計点で順位付けを行い、最も多く 1 位を得た者を受注候補者として選定し、次いで 1 位が多い者を次点者として選定する。
- ハ) 前項において、最も多く 1 位を得た者が 2 者以上ある場合は、当該参加者の順位を 2 位とした委員の数が最も多い順で受注候補者及び次点者を選定する。
- ニ) 前項において、順位を 2 位とした委員の数が同数の者が 2 者以上ある場合は、当該参加者の順位を 1 位とした委員の当該参加者に係る採点の合計点が高い順で受注候補者及び次点者を選定する。
- ホ) 公募結果として応募が 1 参加者の場合は、各委員の合意でもって受注候補者とする。
- ヘ) 一次審査評価点と二次審査評価点の合計点について、各委員の合計点の平均が 60 点以上の評価点であることを基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定しない。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、受注候補者と次点者の 2 者を那覇市上下水道局ホームページにて公表し、それぞれに書面にて通知を行う。なお、審査結果に対する質問及び異議は受け付けない。

14. 受注候補者の取り扱い

- イ) 本業務の仕様は、特記仕様書及びプロポーザル提案内容をもとに担当課と受注候補者間の協議により決定する。また、決定した仕様は本業務の契約条項の一部と見なすものとする。
- ロ) 本業務の実施にあたる管理技術者は、プロポーザル審査書類に記載された者とし、変更することはできない。配置できない場合は、契約の締結を行わない。この場合は、次点者と本業務の契約の交渉を行うこととする。
- ハ) 本業務の実施にあたる担当技術者及び照査技術者は、原則、プロポーザル審査書類に記載された者とする。ただし、やむを得ず変更する場合は、プロポーザル審査書類に記載されたものと同等以上とする。
- ニ) 本業務の委託料の上限は、**, **, **円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。
- ホ) 委託料は、那覇市上下水道局業務委託契約約款（土木設計等）に基づき、支払うものとする。
- ヘ) 那覇市上下水道事業管理者は、本業務委託の契約締結後においても失格事項又は不正と認められる行為が判明したときは、契約を解除できるものとする。
- ト) 受注候補者は、発注者との協議が整い次第、速やかに委託契約（随意契約）の手続きを行うものとする。

15. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、審査後に判明した場合も同様とする。

- ・参加資格の要件を満たさなかった場合
- ・提出書類に不備がある場合
- ・提出期間経過後に書類の提出があった場合
- ・委託料の上限を超える提案があった場合
- ・提出書類等に虚偽の記載があった場合
- ・募集要領に違反した場合
- ・その他不正行為があったとして審査委員会が認定した場合

16. 著作権及び提出書類の取り扱い

プロポーザル提案書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するものとする。ただし、本市がプロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提案書類の内容を無償で使用できるものとする。また、プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、那覇市情報公開条例に基づき提案書類を公開することがある。

17. 契約に関する基本事項

1. 契約保証金：免除する。
2. 前 金 払：適用する（契約金額の 3/10 以内）。
3. 部 分 払：適用しない。

18. その他

この説明書に定めるもののほか、必要な事項は審査委員会が別に定める。

19. プロポーザル採点表

【一次審査】

評価項目		評価の視点	配点		
一次審査基準	①企業の資格・業務実績	代表者	建設コンサルタント登録等	資格要件	4
		代表者	平成28年度からの同種業務実績	専門技術力	7.5
		構成員	建設コンサルタント登録等	資格要件	4
		構成員	平成28年度からの同種業務実績	専門技術力	7.5
		は代表構成員又	流出解析モデルを利用した業務実績	専門技術力	2
	②技術者の経験及び能力	管理	技術者資格等、その専門分野	資格要件	2
			平成28年度からの同種業務実績	専門技術力	6
			当該地域における業務実績	地域精通度	1
		照査	技術者資格等、その専門分野	資格要件	2
			平成28年度からの同種業務実績	専門技術力	5
			当該地域における業務実績	地域精通度	1
		（代表者）担当	技術者資格等、その専門分野	資格要件	1
			平成28年度からの同種業務実績	実務実績	3
		（構成員）担当	技術者資格等、その専門分野	資格要件	1
			平成28年度からの同種業務実績	実務実績	3
合 計			50		

【二次審査】

評価項目		評価の視点	配点
二次審査基準	①実施計画書の評価	1. 業務実施方針について	業務の目的、条件、内容について適格な実施方針が提示されているか。
		2. 実施手順について	全体像を把握した上で業務実施フローが提示されているか。
		3. 技術的提案及び円滑な業務実施について	業務量を的確に把握した計画工程表が提示されているか。 ・業務実施方針に基づき各業務における具体的な技術的提案がなされているか。 ・内容の取り纏めにおける手順及び想定する項目等が簡潔にまとめられているか。
	②ヒアリングの評価	1. 専門技術力	説明内容が技術提案書の内容をよく補完しており、最新の動向を踏まえて専門技術を十分に発揮できているか。
		2. 取り組み姿勢	取組み意欲が感じられ、かつ丁寧な説明であるか。
		3. コミュニケーション力	質問に対する応答が明快、かつ迅速であるか。
	③見積金額	1. 業務コストの妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れていないか。
	合 計		50

一次審査評価点（50点満点）：

二次審査評価点（50点満点）：

合 計（基準点60点）：

20. 添付書類等

様式第 1 号	プロポーザル参加表明書
様式第 2-1 号	業務委託共同企業体資格審査申請書
様式第 2-2 号	共同企業体協定書
様式第 3 号	質疑書
様式第 4 号	プロポーザル提案書類提出表紙
様式第 5-1-① 号	参加者（代表者）の概要
様式第 5-1-② 号	参加者（構成員）の概要
様式第 5-2-①号	平成28年度からの同種業務に関する実績（代表者）
様式第 5-2-②号	平成28年度からの同種業務に関する実績（構成員）
様式第 5-2-③号	流出解析モデルを使用した業務実績（代表者又は構成員）
様式第 5-3-①号	配置予定技術者総括一覧
様式第 5-3-②号	予定管理技術者の経歴
様式第 5-3-③号	予定管理技術者の同種業務に関する実績
様式第 5-3-④号	予定管理技術者の当該地域（沖縄県及び那覇市）における業務実績
様式第 5-3-⑤号	予定照査技術者の経歴
様式第 5-3-⑥号	予定照査技術者の同種業務に関する実績
様式第 5-3-⑦号	予定照査技術者の当該地域（沖縄県及び那覇市）における業務実績
様式第 5-3-⑧号	予定担当技術者（代表者）の経歴
様式第 5-3-⑨号	予定担当技術者（代表者）の同種業務に関する実績
様式第 5-3-⑩号	予定担当技術者（構成員）の経歴
様式第 5-3-⑪号	予定担当技術者（構成員）の同種業務に関する実績